

愛媛県教育委員会 2月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成19年 2月13日（火）午後 1時30分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 井関和彦 委員 星川一治 委員 山口千穂

委員 砂田政輝 委員 和田和子 教育長 野本俊二

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

教育次長 長谷川 寿

指導部長 平岡長治

文化スポーツ部長 中川敬三

教育総務課長 横田 潔

生涯学習課長 西岡真人

義務教育課長 堺 雅子

高校教育課長 丹下敬治

人権教育課長 小田芳朗

障害児教育課長 宇高勝美

文化振興課長 和田典夫

文化財保護課長 濱田健介

保健スポーツ課長 今井裕一

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後 1時30分開会を宣する。

(2) 前会会議録の承認

委員長 前会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

委員長 報告を求める。

教育再生会議の第 1次報告について

教育総務課長 1月24日に取りまとめられた教育再生会議の第 1次報告の概要について報告する。

委員長 学力向上においては国語力の向上が重要だと考えるため、英語教育の推進についてはあまり積極的にすべきでないとする旨、週 5日制については地方の企業の勤務条件の実情を踏まえると隔週で土曜日を休業日とするように戻す方がよいのではないかと考える旨、教員免許更新制については、経費的な面も考慮し、模範的な教員については更新手続きを免除する方法も検討するのがよいと考える旨及びいじめの統計

については、発生件数ではなく発見件数とすれば、関係者の意識改革になると考える意見を述べる。

教育長 第1次報告に続いて5月と12月にも報告がまとめられると報道されているが、第1次報告だけでも多岐にわたって多数の提言がされており、実現するためには多大な手間と作業を要することや、地方教育を預かる立場として考えると実現困難と思われる内容も多数あるなど、一挙に実施に移すことは困難であると考え、市町村教育委員会に人事権を委譲することは地方分権を進めることにはなるが、一方で、文部科学省が都道府県教育長の任命を承認することや、是正のための勧告・指示を行うことなど国の権限を強化するような地方分権に逆行する提言もなされているので、地方分権を進めることを理念として改革を進めて欲しいと考える旨、また、教育関連3法案を通常国会に提出すべく中央教育審議会においても審議がなされようとしているが、教育委員会のあり方そのものを問い直すためには多くの作業が必要であり、拙速すぎると考える旨、及び地方にとっては賛成できない提言もあり、全国都道府県教育委員会連合会などで積極的に提言していかなければならないと考える旨意見を述べる。

星川委員 第1次報告の内容は網羅的で幅広くなりすぎており、次の提言ではもう少しまとまりのある内容を期待している旨及び教育委員会の在り方の議論は問題があるように思うし、教員の質の向上についても詰めるべきところがあり、全般において議論が尽くされていないと考える旨意見を述べる。

愛媛県競技力向上対策基本計画の策定について

保健スポーツ課長 1月29日に第72回国民体育大会愛媛県準備委員会の競技専門委員会により取りまとめられた愛媛県競技力向上対策基本計画について報告する。

委員長 競技開催地の選定期間について質問する。

保健スポーツ課長 開催地については、今年度中に一次内定を行うため、現在競技団体や市町と協議中である旨説明する。

委員長 愛媛県体育協会会長も愛媛国体募金など資金的なことも含めて大変尽力されており、県を挙げて身の丈にあった開催に向けて、協力支援をして欲しい旨述べる。

教育長 国体の開催準備に当たっては、経費節減に努めた先例を参考にして実施していきたい旨説明する。

委員長 議案第3号公立中学校教員の懲戒処分については人事案件であること、その他の協議案件の平成19年度当初予算案及び教育委員会関係の条例案については、今後、知事が最終決定をして2月県議会に上程される予定の案件であるが、知事による公表がされていないことから、

非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(4) 議 事

議案審議

委員長 議案第4号を上程する。

議案第4号 文化財の県指定及び県指定解除について

委員長 議案説明を求める。

文化財保護課長 愛媛県文化財保護条例第10条第1項及び第38条第1項の規定に基づき、愛媛県指定有形文化財を指定するとともに、愛媛県指定天然記念物の指定を解除する原案について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

委員長 天然記念物の指定を解除しようとするうどがまのアカウ樹群の伐採の経緯について質問する。

文化財保護課長 アカウ樹群の下にある道路に実が落ちて通行が危険な状態であったことから何とかして欲しいとの住民からの要望があり、旧明浜町教育委員会が、伐採してもやがて芽吹くであろうという判断により伐採したものである旨及び西予市教育委員会においても判断の誤りについては十分反省している旨説明する。

委員長 文化財や天然記念物については、適正に管理して今回のような誤りはないようにして欲しい旨意見を述べる。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 以後の会議を非公開とする旨宣する。

委員長 議案第3号を上程する。

議案第3号 公立中学校教員の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 交通違反をした公立中学校教員を懲戒処分する原案（減給2月）について説明する。

委員長 原案について意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(5) その他

平成19年度当初予算について

委員長 協議題の説明を求める。

教育次長 愛媛県議会 2 月定例会に提案予定の平成19年度当初予算案及び平成18年度 2 月補正予算案の教育委員会関係分について、概要を報告する。

委員長 意見を求める。

教育長 政策予算は 6 月補正で編成するため、今回の当初予算は、継続的な事業とか組替えや改善をした事業が中心になっている旨、スポーツ関係では国体開催に向けた競技力向上を重視した予算となっている旨、財政当局からは団体補助金をゼロにする旨方針が打ち出されたが、教育委員会関係の団体補助金については重要であるため、維持することとした旨、いじめ対策については手厚く、校舎整備については前年度並みの予算を維持した旨説明する。

委員長 ゴルフ競技は、指導者が不足しているなど高等学校での受け皿がないため、他県に優秀な人材が流出していることから、対策を講じて欲しい旨意見を述べる。

保健スポーツ課長 本県に定着していない競技について、高等学校において受け皿をつくるため、来年度から特定競技育成推進指定校事業を実施することとしている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 県の危機的な財政状況を踏まえ、教育長の給与の減額措置を継続するための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

高校教育課長 同じ理由により教育職員の給与の減額措置を継続するための、知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

教育長 昨年度は全職員で60億円の給与削減であったが、今年度は45億円の削減を考えている旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県学校職員定数条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 県立学校及び市町立小・中学校の職員定数を改めるた

めの、愛媛県学校職員定数条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 教育職員の勤務時間中の休息時間を廃止するための、教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

義務教育課長 4時間の勤務時間ごとに15分の休息時間を設けていたため、県庁の場合は、昼休みを休息時間15分と休憩時間45分の合計1時間としていたが、休息時間を廃止し、原則として休憩時間を1時間とする旨説明する。

教育総務課長 休息時間は勤務時間に含まれるが休憩時間は含まれないため、休息時間を廃止すると、終業時間が15分遅くなる旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県手数料条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 教育職員免許法の一部改正に伴い、特別支援学校の教育職員の免許状の新教育領域の追加手数料を徴収するための、愛媛県手数料条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 教育職員の給料の調整額を廃止し、特殊勤務手当、管理職手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当を改定するための、教育職員の特殊勤務手当に関する条例、教育職員の給与に関する条例及び

農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

教育長 今回の手当の見直しは、教員間の不公平感の是正や、過去に時代の要請で定められた手当等が現在においても適正であるか否かの観点で実施しており、部活動指導手当については、全国的にも高水準の手当額とし、部活動に尽力している教員の努力に報いたいと考えた旨、特殊学級担当者等に対する給料の調整額については、手当化することにより退職手当と期末手当への跳ね返りをなくして、特殊学級担当者以外の教員の不公平感に配慮した旨、漁獲手当については、今までの実績を踏まえ日額定額化した漁労手当とし、漁獲高に左右されない安定したものとした旨、手当削減額のうち総額裁量制を活用し、栄養教諭の増員、養護教諭を支援する非常勤職員の配置及び特別支援学校が地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすに際して当該学校の教員の負担を軽減するための非常勤職員の配置などを行いたい旨説明する。

委員長 先ほどの知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部改正は、財政上の必要性からやむを得ず実施されるもので、本件については、時代の要請に応え、かつ公平感を保つための望ましい改正であると考える旨意見を述べる。

教育長 教職員の組合からは反対の声もあるであろうが、理解を得て実施したい旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

県立学校における授業料その他の費用の徴収条例の一部改正について
県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

高校教育課長 平成19年度の地方財政計画において公立高校の授業料等が改定されることを受け、県立高等学校の授業料、通信教育の受講料及び聴講料の額を改定するための、県立学校における授業料その他の費用の徴収条例及び県立高等学校における通信教育入学料及び受講料等の徴収条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

教育職員の給与に関する条例の一部改正について

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例の一部改正について

愛媛県奨学資金貸与条例の一部改正について

愛媛県県立学校設置条例の一部改正について

教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

障害児教育課長 学校教育法等の一部を改正する法律が施行されることに伴い障害児教育に係る用語を改めるための、教育職員の給与に関する条例、愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例、愛媛県奨学資金貸与条例、愛媛県県立学校設置条例及び教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

委員長 協議題の説明を求める。

保健スポーツ課長 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、愛媛県教職員結核審査委員会の担任する事務及び名称を変更するため、愛媛県執行機関の附属機関設置条例の一部改正について、概要及び条例案を説明する。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 非公開案件終了のため会議を公開する旨宣する。

(6) 閉 会

委員長 午後4時45分閉会を宣する。